

職場の環境が変わります、男女雇用機会均等法の改正

働く女性が性により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整え、働きながら安心して子どもを生むことができる環境をつくるため、1985年（昭和60年）、男女雇用機会均等法（以下、均等法と略称）が制定されてから10年余りがたちました。その間、働く女性が大幅に増え、勤続年数が伸び、今まで女性が働いていなかった職場でも女性の姿が見られるようになりました。

しかし、均等法にはまだまだ不十分な点がありました。そこで、昨年6月、均等法が改正され、1999年（平成11年）4月から実施されることになったのです。

性差別の禁止が一層徹底されました。今までは募集・採用・配置・昇進については、専業主婦に差別をなくす努力義務がありましたが、今回の改正で差別することがはっきりと禁止されました。たとえば、今までよくあった「営業マン募集」「ウエイター採用」などの男性のみを表す形での募集形式上は男女とも募集して男性のみを採用する方法、男性と違った条件（女子のみ自宅通勤など）をつけることなどは一切禁止されます。

また、「営業は男性のみ」「女性は課長まで」ということもできなくなり、教育訓練や福利厚生なども完全に男女同一にしなければなりません。

均等法違反の調停が、労働者・事業主、どちらか一方の申し立てで開始されます。今までは、双方の同意が必要でしたから、事業主が同意

しなくて調停ができないことがよくありましたので、労働者に有利な改正といえます。*事業所内の制度や意識が女性に不利になっている場合、国が改革の後押しをします。今までの職場は男性中心の社会でしたので、管理職に女性がほとんどいないなどの問題がありました。すでに採用されている女性にとつては、このような制度、意識の改革がなくては、男女平等は実現しません。

そこで今回の改正で、国がこのような改革を後押しする制度（ポジティブ・アクション）が創設されました。*セクシャル・ハラスメントに事業主が配慮する義務ができました。セクシャル・ハラスメントをなくすことは、今や職場環境を良くするための必須条件です。今まで規定はありませんでしたが、今回新設されました。

以上が、均等法改正のあらましです。これから私たち、特に男性は、職場で女性が不快感を感じるほど見つめたり補助職としてみるのではなく、仕事上のパートナーとしてとらえ、その能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組んでいく必要があります。

総合防災訓練を実施します

この訓練は、地震・風水害の発生を想定し、災害時における心構えと防災活動を認識・修得するためにを行います。一度見学してみませんか？ 多くの市民の見学をお待ちしています。

日時 6月7日(日) 12時30分～16時30分
場所 物部川河川敷（物部川橋下流右岸）

※問い合わせは、総務課総務管理係（☎6551）まで



昨年度の防災訓練

市体育指導委員さんの紹介

市のスポーツ振興のため、実技指導や助言を行ってくださる体育指導委員(30人)を紹介します。任期は平成11年度末まで。

(敬称略)

地区名	氏名
奈路	川村浩二
白木	岡崎光博
瓶岩	小野寺哲二
久礼	野口修孝・高山心徳
国府	葛目敬司
岡豊	森国由美・森本清一・川田孝子
長岡	榎野寛・福岡光男・岡林徳繁・大崎和宏
後免野田	門田加玖子・西村浩利
岩村	安松幸夫
日章	末政加代・北村一弘
大篠	川崎武・西岡茂広・池本千恵美・武市憲雄
前浜	濱田尚志
三和	松木朱實・中村智子・松木良一
福生	田中章子・吉川和良
十市	坂寄和・北村義博

※問い合わせは、市民体育館（☎3498）まで

浜改田公民館



鉄筋コンクリート造
1階建て
152・37㎡

立田班消防屯所



鉄筋コンクリート造
2階建て
79・54㎡

簡易生命保険積立金の融資施設である 浜改田公民館など 3施設が完成



鉄筋コンクリート造
2階建て
32・39㎡

情報公開制度・個人情報保護制度 利用状況をお知らせします

◎情報公開制度
平成9年4月1日から情報公開制度が利用できるようになりました。平成9年度の利用状況は、条例に基づく公開請求が11件で、その内訳は下の表のとおりです。請求のあったもののうち非公開としたのは1件で、職員録を非公開としました。従来の職員録は、職員の住所、電話番号などの個人情報がかっていましたが、非公開とし、別に所属・職名・氏名のみ職員録を作成し、それを公開しています。不服申し立てはありませんでした。

●平成9年度公開請求と処理状況 (件)

公開請求・申し出件数	処理(決定)状況		不服申し立て
	公開	非公開	
11	4	0	-
	3	0	
	1	0	
	3	0	
	取り下げ	0	-

◎個人情報保護制度
自己情報の開示請求も平成9年4月1日から利用できるようになっていますが、平成9年度は開示請求・訂正請求・適正処理の申し出および苦情・相談はありませんでした。

※問い合わせは、総務課総務係（☎6551）まで